

東京都公報

発行
東京都

目次

26

条 例

- 東京都小笠原移住定住促進住宅条例……………（住宅政策本部）…二
- 東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都都営住宅等事業会計条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…九
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例……………（保健医療局）…一〇
- 東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………（同）…二

条例のあらまし

●東京都小笠原移住定住促進住宅条例（条例第三五号）

一 東京都小笠原住宅の建替事業の施行に伴い、新たに小笠原諸島における住民生

活の安定及び福祉の向上並びに移住及び定住の促進に資する住宅を設置し、及び管理します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例（条例第三六号）

一 東京都小笠原住宅の建替事業の施行に伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例（条例第三七号）

一 東京都小笠原移住定住促進住宅条例（令和八年東京都条例第三五号）の制定に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都営住宅等事業会計条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

一 東京都小笠原住宅の建替事業の施行に伴い、小笠原移住定住促進住宅に係る事業に関する経理を明確にするため、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例（条例第三九号）

一 東京都子供・子育て会議の委員の定数を改めます。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

一 東京都大田児童相談所の設置に伴い、規定を整備します。

(一) 名称 東京都大田児童相談所

(二) 位置 東京都大田区大森西二丁目三番二二号

二 この条例は、令和八年八月一日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

- 一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、修学資金及び就学支度資金の貸付対象に専修学校の専攻科を追加します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

- 一 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(令和八年政令第二号)の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三四年政令第四一号)の改正に伴い、子ども子育て支援納付金に係る国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

- 一 後期高齢者の保険料率の増加の抑制を図るため、基金の処分を行うことができ期間に令和八年度及び令和九年度を追加するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

- 一 手数料の額を改定するほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三七号)の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三五年法律第一四五号)の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日ほかから施行します。

●食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第四五号)

- 一 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(令和七年厚生労働省令第七二号)の施行に伴い、全自動調理機に係る営業施設の基準を定めるほか、規定を整備し

ます。

- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

条 例

東京都小笠原移住定住促進住宅条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十五号

東京都小笠原移住定住促進住宅条例

(趣旨)

第一条 東京都小笠原移住定住促進住宅(以下「小笠原移住定住促進住宅」という。)の設置及び管理については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 小笠原諸島 婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

二 小笠原移住定住促進住宅 小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島への移住及び定住の促進に向けて、居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、東京都(以下「都」という。)が国の補助を受けて建設した住宅及びその附属施設をいう。

三 小笠原住宅 東京都小笠原住宅条例(昭和四十五年東京都条例第三十八号)第二条第三号に規定する小笠原住宅をいう。

四 共同施設 小笠原移住定住促進住宅の使用者の共同の福祉のために設置した児童遊園、集会所、管理事務所、広場及び緑地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤施設、高齢者生活相談所並びに駐車場その他東京都規則(以下「規則」という。)で定め

る施設をいう。

(設置)

第三条 小笠原諸島に小笠原移住定住促進住宅を設置する。

2 小笠原移住定住促進住宅の名称、位置その他必要な事項は、知事が定める。

3 知事は、小笠原移住定住促進住宅の名称、位置その他の事項を定めるときは、その旨を告示するものとする。小笠原移住定住促進住宅を廃止し、又はその名称、位置その他の事項を変更したときも、同様とする。

(使用許可)

第四条 小笠原移住定住促進住宅を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用申込者の資格)

第五条 小笠原移住定住促進住宅の使用申込者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

一 小笠原諸島に住所を有する者又は都の区域内(小笠原諸島を除く。)に住所を有し新たに小笠原諸島に住所を定めようとする者であること。

二 独立の生計を営んでいる者であること。

三 現に同居し、又は同居しようとする親族若しくは親族以外の者で規則で定められるものがあること。

四 住宅に困窮することが明らかなる者又は現に住宅に困窮している者であること。

五 規則で定める基準の収入のある者であること。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)

2 前項第三号の規定にかかわらず、小笠原移住定住促進住宅の使用申込者で六十歳以上のものにあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族若しくは親族以外の者で規則で定めるものがあることを要しない。

3 前項に規定する者に使用を許可する小笠原移住定住促進住宅は、居室数が二室以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難い場合には、規則で定める規格の住宅と

する。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、知事は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、使用申込者の資格について制限を加えることができる。

5 小笠原住宅の除却に伴い、当該小笠原住宅の明渡しをしようとする使用者(当該小笠原住宅の除却に伴い、住宅を移転しようとする使用者のために、小笠原住宅の明渡しをしようとする使用者を含む。第八条第一号において同じ。)が、当該明渡しに伴い小笠原移住定住促進住宅の使用申込みをした場合においては、その者は、第一項第一号から第四号までの要件を具備する者とみなす。

(使用者の募集方法等)

第六条 小笠原移住定住促進住宅の使用者の募集の方法及び使用申込みの手続は、知事が定める。

(使用者の決定)

第七条 知事は、小笠原移住定住促進住宅の使用申込者について第五条に定める資格を審査し、使用者を決定する。この場合において、使用申込者の数が使用させるべき小笠原移住定住促進住宅の戸数を超えるときは、抽せんその他公正な方法により使用者を決定する。

(公募の例外)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公募を行わないで小笠原移住定住促進住宅の使用を許可することができる。

一 第五条第五項に規定する小笠原住宅の明渡しをしようとする使用者

二 第二十一条各号のいずれかに該当する者

(住宅割当て)

第九条 知事は、特に居住の安定を図る必要があると認める者に対して、小笠原諸島の実情を勘案して定める戸数を上限として、小笠原移住定住促進住宅を割り当てることのできる。

(使用手続)

第十条 前三条の規定により、小笠原移住定住促進住宅の使用者として決定された者は、

知事の指定する期日までに、次に掲げる手続をしなければならない。

- 一 知事の定める請け書を提出すること。
- 二 第十六条第一項に規定する保証金を納付すること。

2 前項に規定する手続をしないときは、知事は、前三条の規定による決定を取り消すことができる。

(使用許可手続)

第十一条 知事は、前条第一項の手続を完了した者に対し、小笠原移住定住促進住宅の使用を許可する。

2 使用者及びその世帯員は、使用許可書に記載された入居可能の日(以下「入居可能日」という。)から一月以内に当該小笠原移住定住促進住宅に入居しなければならない。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、使用者又はその世帯員がやむを得ない事情により同項に規定する期間内に当該小笠原移住定住促進住宅に入居することができない場合においては、使用者の申出により、同項に規定する期間を延長することができる。

4 知事は、使用者が第二項に規定する期間内に当該小笠原移住定住促進住宅に入居しないときは、使用許可を取り消すことができる。

5 前項の規定は、第三項の規定により期間を延長した場合について準用する。

(使用料の決定及び変更)

第十二条 小笠原移住定住促進住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、規則で定める算定方法により算定した額とする。

2 小笠原移住定住促進住宅の使用料の変更をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。
- 二 小笠原移住定住促進住宅相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- 三 小笠原移住定住促進住宅について改良を施したとき。

(使用料等の納付)

第十三条 使用料及び第十八条第三項の規定により知事が徴収する共益費(以下「使用

料等」という。)は、入居可能日から徴収する。

2 知事が特別の事情があると認めた場合は、前項に規定する期日を別に指定することができる。

3 使用料等は、毎月末日(月の途中で小笠原移住定住促進住宅を返還した場合は、返還した日)までにその月分を納付しなければならない。

4 小笠原移住定住促進住宅の入居可能日の属する月又は小笠原移住定住促進住宅を返還した日の属する月における使用期間が一月に満たないときの使用料等の額は、日割計算による。

5 使用者が第二十二条に規定する手続を経ないで小笠原移住定住促進住宅を退去したときは、知事がその事実を知った日までの使用料等を徴収する。

(使用料の収入に応じた減額)

第十四条 知事は、使用者及び同居者の収入が規則で定める基準の収入である場合には、使用料の額と収入の区分に応じて定める額との差額を当該使用料から減額することができる。

2 前項に規定する収入の区分に応じて定める額及び減額の期間は、規則で定める。

3 使用者は、第一項の規定により使用料の減額を受けようとするときは、知事に申請しなければならない。

(使用料等の減免及び徴収猶予)

第十五条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者の申請に基づき、その実情を考慮して、使用料(前条の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減額後の使用料をいう。)及び第十八条第三項の規定により知事が徴収する共益費を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- 一 収入が著しく低額であるとき。
- 二 災害により著しい損害を受けたとき。
- 三 使用者の責めに帰すべき事由によらないで当該小笠原移住定住促進住宅の全部又は一部を使用することができないとき。
- 四 使用者が病気にかかり、治療のため多額の費用を要する場合で使用料等の納付が著しく困難なとき。

五 前各号に準ずる特別の事情があるとき。

2 知事は、小笠原住宅の除却に伴い、当該小笠原住宅の使用者（当該小笠原住宅の除却に伴い、住宅を移転しようとする使用者のために、小笠原住宅の明渡しをしようとする使用者を含む。）に小笠原移住促進住宅の使用を許可した場合において、新たに使用を許可した小笠原移住促進住宅の使用料（前条の規定による使用料の減額を受けている場合又は前項の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減額又は減免後の使用料をいう。以下この項において「小笠原移住促進住宅使用者の使用料」という。）が従前の小笠原住宅の最終の使用料（東京都小笠原住宅条例第十二条第一項の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減免後の使用料をいう。）を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該使用者の申請に基づき、規則で定めるところにより、当該小笠原移住促進住宅使用者の使用料を減額することができる。

（保証金）

第十六条 知事は、使用者から使用料（第十四条の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減額後の使用料をいう。）の二月分に相当する金額の保証金を徴収する。ただし、使用者が前条第一項各号のいずれかに該当する場合には、保証金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する保証金は、使用者が小笠原移住促進住宅を返還した後、当該使用者の請求により、還付する。ただし、未納の使用料等又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

3 保証金には、利子を付けない。

4 知事は、第一項の規定により徴収した保証金の運用に係る利益金がある場合は、当該利益金を使用者の共同の利便のために使用するように努めるものとする。

（修繕の義務）

第十七条 知事は、小笠原移住促進住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、電気施設その他の知事が定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕するものとする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する修繕以外の修繕は、使用者の負担において、使用者が行わなければならない。

（費用負担）

第十八条 次の費用は、使用者の負担とする。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- 二 し尿、じんかい及び排水の処理に要する費用
- 三 使用者が共同して使用する給水施設、排水施設、電気施設及び遊戯施設並びに小笠原移住促進住宅の廊下、階段その他の部分の使用及び維持に要する費用
- 四 前三号のほか、知事が指定する費用

2 知事は、前項の費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと思つたものについては、その一部又は全部を使用者に負担させないことができる。

3 知事は、第一項の費用のうち、使用者の共通の利益を図るため、特に必要と認めた費用を共益費として使用者から徴収する。

（使用上の義務）

第十九条 使用者は、小笠原移住促進住宅について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者は、当該小笠原移住促進住宅を転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

3 使用者は、小笠原移住促進住宅への危険物の持込み又は動物の飼育その他の行為により、他の使用者の生活の安全若しくは平穩を害し、又は共同生活の秩序を乱してはならない。

4 使用者は、知事の許可を受けず、当該小笠原移住促進住宅を居住の用以外の用に供し、増築、模様替その他の工事を行い、若しくは小笠原移住促進住宅の敷地内に工作物を設置し、又は知事の許可を受けた世帯員以外の者を同居させてはならない。

5 知事は、使用者が前各項の規定に違反した場合においては、当該使用者に対し必要な指示をすることができる。

6 知事は、第四項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、

同項の許可をしてはならない。

7 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により小笠原移住定住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者はこれを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(届出事項)

第二十条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

一 出生、死亡又は転出により、世帯員（前条第四項の規定により同居の許可を受けた者を含む。以下同じ。）に異動を生じたとき。

二 使用者及び世帯員の全員が一月以上当該小笠原移住定住促進住宅を使用しないとき。

三 第十条第一項第一号の請け書の記載事項に変更が生じたとき。

四 前三号のほか、知事が指定する事項に該当したとき。

(住宅の変更)

第二十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用する小笠原移住定住促進住宅の変更を許可することができる。

一 現に小笠原移住定住促進住宅を使用している者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなった場合その他これに準ずる場合に、当該使用者が他の小笠原移住定住促進住宅を使用することが適当であるとき。

二 小笠原移住定住促進住宅の使用者が相互に入れ替わることが双方の利益となるとき。

三 現に小笠原移住定住促進住宅を使用している者の同居者の人数に増減があり、居住する住宅の規模、世帯構成等からみて居住することが困難と認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか特別の事情があるとき。

(住宅の返還)

第二十二条 使用者は、小笠原移住定住促進住宅を返還しようとするときは、返還日の十五日前までに知事に届け出て、当該小笠原移住定住促進住宅の検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、第十七条第二項の修繕をしていないとき又は増築、模様替、工作物の設置その他の工事を施していたときは、知事の指示に従い、修繕、撤去等を行って原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(使用権の承継)

第二十三条 知事は、使用者が死亡し、若しくは退去し、又はその所在が不明となった場合において、当該使用者の世帯員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小笠原移住定住促進住宅の使用権の承継を許可することができる。ただし、知事が管理上支障があると認めるとき又は当該世帯員が引き続き使用する特別の必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は三親等以内の直系血族

二 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けた使用者のパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）

三 その他特別の事情がある者

2 知事は、使用権の承継を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしてはならない。

一 使用者と同居していた期間が一年に満たない場合（当該使用者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又はパートナーシップ関係の相手方である場合を除く。）

二 第五条第一項第五号に該当しないとき（前項第三号に該当する場合を除く。）。

3 知事は、使用権の承継を受けようとする者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、第一項の許可をしてはならない。

(明渡請求権)

第二十四条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対

- して、期日を指定して当該小笠原移住促進住宅の明渡しを請求することができる。
- 一 不正の行為により入居したとき。
- 二 使用料等を三月以上滞納したとき。
- 三 小笠原移住促進住宅をみだりに損傷したとき。
- 四 正当な理由がなく一月以上当該小笠原移住促進住宅を使用しないとき。
- 五 住宅を取得したとき。
- 六 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。
- 七 この条例又はこの条例に基づく知事の指示に違反したとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が小笠原移住促進住宅の管理上必要があると認めるとき。

2 使用者は、知事が前項の規定により明渡しを請求したときは、知事の指定する期日までに、当該小笠原移住促進住宅を返還しなければならない。

3 知事は、使用者が前項の期日までに当該小笠原移住促進住宅を返還しないときは、当該期日の翌日から起算して返還した日までの使用料等相当額の損害金を徴収する。

4 前三項の規定は、知事が小笠原移住促進住宅をその用に供しないと決定した場合について準用する。

(住宅監理員及び連絡員)

第二十五条 小笠原移住促進住宅の管理に関する事務をつかさどり、小笠原移住促進住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう使用者に必要な指導を与えるために、小笠原移住促進住宅監理員（以下「監理員」という。）を置く。

2 監理員は、知事が都職員のうちから命ずる。

3 知事は、必要があると認めるときは、監理員を補助させるため、連絡員を置くことができる。

(住宅の検査)

第二十六条 知事は、小笠原移住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、監理員又は都職員のうちから知事が指定した者に小笠原移住促進住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査の場合において、現に使用している小笠原移住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該使用者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により、検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第二十七条 知事は、第四条の許可をしようとするとき、又は現に小笠原移住促進住宅を使用している者（同居する者を含む。）について、知事が特に必要があると認めるときは、第五条第一項第六号、第十九条第六項、第二十三条第三項及び第二十四条第一項第六号に該当する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。（知事への意見）

第二十八条 警視總監は、小笠原移住促進住宅を使用しようとする者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は現に使用している者（同居する者を含む。）について、第五条第一項第六号、第十九条第六項、第二十三条第三項及び第二十四条第一項第六号に該当する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(罰則)

第二十九条 使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の減額又は免除を受けたときは、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第三十条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十六号

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

東京都小笠原住宅条例(昭和四十五年東京都条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(使用手続)」を付する。

第九条に見出しとして「(使用許可手続)」を付し、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第一項中「前」を「前まで」に改める。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十条第一項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、知事が小笠原住宅の管理上必要があると認めるとき。第二十条の次に次の一条を加える。

(定期使用許可)

第二十条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ東京都規則で定める期間に限って小笠原住宅の使用を許可することができる。ただし、知事は、小笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘案し、特に必要があると認めるときは、当該使用を許可した期間を延長することができる。

一 小笠原住宅の除却までの間、第五条第一項から第三項までに規定する条件を具備する者に対し、仮住居として当該小笠原住宅を一時的に使用させるとき。

二 第五条第六項に規定する使用者が移転先の小笠原住宅に入居するまでの間、同条第一項から第三項までに規定する条件を具備する者に対し、仮住居として当該移転先の小笠原住宅を一時的に使用させるとき。

2 前項の規定による許可(以下この条において「定期使用許可」という。)に係る小笠原住宅の規模、地区等に係る選定基準、使用者の資格の制限その他必要な事項は、知事が別に定める。

3 定期使用許可は、その更新がなく、期間の満了によつてその効力を失うものとする。

4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用予定者

に対する説明は、東京都規則で定めるところにより行うものとする。

5 前項の説明を受けた使用予定者は、第八条に定める手続のほか、東京都規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の一年前から六月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、東京都規則で定めるところにより行うものとする。

7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該小笠原住宅を明け渡さなければならない。

8 定期使用許可をした場合においては、第十七条の二の規定は適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十九条第一項第三号の改正規定並びに次項の規定は、東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都小笠原住宅条例第十二条第二項の規定により使用料を減額されている者については、この条例による改正後の東京都小笠原住宅条例(以下「新条例」という。)第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の二の規定は、この条例の施行の日以後に同条第一項の規定による許可を受ける者から適用する。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五

号)」を「、東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)及び東京都小笠原移住定住促進住宅条例(令和八年東京都条例第三十五号)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都営住宅等事業会計条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都都営住宅等事業会計条例の一部を改正する条例

東京都都営住宅等事業会計条例(平成十四年東京都条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特定公共賃貸住宅」を「、特定公共賃貸住宅及び小笠原移住定住促進住宅」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例を公布する。

東京都大田児童相談所

東京都大田区大森西二丁目三番
二十二号

大田区

附則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例

東京都子供・子育て会議条例(平成二十五年東京都条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「三十人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第一百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都品川児童相談所の項を次のように改める。

●東京都条例第四十一号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例(昭和四十五年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表修学資金の項中「専門課程」の下に「又は専攻科」を加え、同表就学支度資金の項中「専門課程」の下に「若しくは専攻科」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十二号

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年東京都条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十八条とし、第十四条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十五条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、都に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都国民健康保険事業費納付金条例第一条に規定する納付金の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十三号

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特定期間並びに」を「特定期間、」に改め、「平成二十九年度」の下に「の特定期間並びに令和八年度及び令和九年度」を加え、「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十四号

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項ト中「一万八百元」を「一万二千三百円」に改め、同項ム及びエ中「一万九千八百円」を「二万五千元」に、「一万一千七百元」を「一万六千四百円」に改め、同表二十五の項タ中「薬局製造販売医薬品（」の下に「法第二条第十七項第三号及び第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品であつて、」を加え、同項ム及びフ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同項コ中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に、「第九項及び」を「第八項及び」に、「第十五項」を「第十三項」に、「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同項ヒ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同項モ中「第十四条第七項又は第九項」を「第

第十四条第六項又は第八項」に、「第十五項」を「第十三項」に、「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表二十五の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一万八百万」を「一万二千三百円」に改める。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十五号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年東京都条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一の部五の款口の項中「第二の一の(1)」を「ただし、従事者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。)により調理された食品を販売する営業を除く。第二の一のイ(1)」に改め、同款ハの項中「場合」の下に「(従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二の一のイにおいて同じ。)」を加え、同款中への項をトの項とし、ホの項をヘの項とし、ニの項をホの項とし、ハの項の次に次のように加える。

二 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、三のチ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに四のトの基準を適用しない。

別表第二第二の部一の項を次のように改める。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ロ 従事者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 施設(全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

